

○鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画策定委員会条例

平成27年 3 月 30 日 条例第56号

鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画策定委員会条例

(趣旨及び設置)

第 1 条 この条例は、市が保有する社会基盤施設の維持管理及び更新を持続的かつ効率的に推進するため、社会基盤施設マネジメント計画の策定に関し必要な事項を調査審議する鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者又は知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終るまでの期間とする。

2 前条第 2 項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。